

**「令和 3 年度電波の利用状況調査の評価結果（案）」に対する意見募集
に対して提出された意見及び総務省の考え方
（令和 4 年 5 月 19 日（木）から同年 6 月 17 日（金）まで意見募集）**

○提出意見：16 件（件数は意見提出者数）

（内訳） 携帯事業者 3 者（株式会社 NTT ドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）、企業 1 者、個人 12 者

（順不同）

案に対する意見及びその理由		総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
評価（案）総論			
1	特に異議はありません 【個人】	ご賛同の御意見として承ります。	無
1. 71GHz 超 2. 4GHz 以下			
2	当グループとしては評価結果（案）に賛同し、現在認められている DECT 方式周波数の下側に増波することを希望致します。 増波を希望する理由としては、以下を挙げさせていただきます。 「令和 3 年度電波の利用状況調査の調査結果」からは、DECT 方式が制度化された 2010 年以降、その出荷台数は順調に増加して現時点では 6500 万台辺りを推移していることが見て取れ、この数は 0ABJ 型 IP 電話を含む固定電話加入契約数はおろか世帯数及び事業所数の合計をも超えてさらに成長し続けていることを示しております。 これは公衆電気通信回線に接続されない自営無線通信設備の増加、特にテレビドアホンやワイヤレスマイクの増加が大きな要因と推察されます。 これらのアプリケーションが拡大した結果、特に設置密度が高くて扱うトラフィック量が多い場合、チャネル不足から接続品質面で市場ニーズに応えきれないケースが発生してきております。 他方式と周波数を共有している関係上、設置環境や周辺環境の変化によって突然の品質劣化や接続できなくなるリスクが常にあるため、現在は用途に制約を設けざるを得ない状況です。	ご賛同の御意見として承ります。	無

	更に今後、IoT 機器を中心に普及が予想される高度化 DECT 方式の導入に対しても、チャンネルの拡大は必須のものと考えております。 その際に、国際協調を考慮した周波数帯を割り当てることができれば早期導入を図ることができるとともに日本の国際競争力を高めることができると考えております。 以上のように、現行 DECT 方式及び高度化 DECT 方式の両方にとって、現行割当周波数の下側へチャンネルを拡張して頂くことは拡大を続けるサービス提供のために非常に有益であり、将来的に周波数の有効利用及び提供可能なサービスの向上につながるものと考えております。 【DECT Forum Japan Working Group】		
3	【該当箇所】 第 4 章 周波数区分ごとの評価結果 第 5 款 1.71GHz 超 2.4GHz 以下の周波数の利用状況の概況 【意見】 <1.7GHz 帯/1.8GHz 帯携帯電話向け非静止衛星システムについて> 「1.7GHz 帯/1.8GHz 帯携帯電話向け非静止衛星システムについては、国内の他の無線システムとの周波数共用を含めた技術的条件だけでなく、無線通信規則など国際的な調和や免許手続き等の観点に留意して検討を行うことが適当である。」との方向性が示されています。この表現は周波数再編アクションプラン（令和 3 年度改訂版）策定の際に、弊社等からの意見を踏まえ追加された記載に基づいていると理解していますが、当該意見募集の際に、弊社からは『同時並行で無線通信規則の改正に向けた活動が必要であることについても明記すべきであり、合わせて国際的な信頼性維持の観点からサービス開始前の隣接国間調整についても適切に実施すべきであると考えます。』との意見を入力しております。 無線通信規則は厳密な国際ルールのため、留意するだけでなく、逸脱する可能性がある場合は適切に改正することが基本であると考えます。従って、本記載は「1.7GHz 帯/1.8GHz 帯携帯電話向け非静止衛星システムについては、国内の他の無線システムとの周波数共用を含めた技術的条件や免許手続きの在り方について、無線通信規則等の国際的な調和や免許手続きなどの観点にも留意して検討を行うとともに、無線通信規則を逸脱する部分については、同時並行で適宜改正手続きや隣接国間調整を進めることが適当である。」との表現に修正することが適当であると考えます。 【ソフトバンク株式会社】	ご指摘の評価結果については、『国際的な調和』も含め、踏まえらるべき基本的な観点を挙げつつ、これらに留意して検討を行うこととしているものであり、原案のとおりとさせていただきます。 なお、無線通信規則に関しては、当該システムが使用を計画している帯域が国際的には衛星通信へ分配されていないことから、国際的に調和し、安定した周波数利用を可能とするには、無線通信規則の改正に向けた活動が同時並行で実施される必要があると考えています。	無
4	【該当箇所】 P4-2-90 第 4 章周波数区分ごとの評価結果 第 2 節 714MHz 超の周波数の利用状況	携帯無線通信における PHS に対する保護規定の取扱いについては、情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイ	無

	第 5 款 1.71GHz 超 2.4GHz 以下の周波数の利用状況 (6) 総合評価 ③総括 「公衆 PHS サービスについては、令和 5 年 3 月でサービスが終了することから、早期に周波数の有効利用に向けた検討を行い、同帯域を利用しているデジタルコードレス電話の周波数拡張や高度化など、公衆 PHS サービス終了後の周波数有効利用方策について早期に検討することが適当である。」 【意見】 令和 5 年 3 月に全ての PHS サービスが終了すると同時に携帯電話システムにおける PHS 保護規定が撤廃されるよう、速やかな制度整備のご対応をいただくことを希望します。 弊社に割り当てられた 1.7GHz 帯東名阪以外バンドの基地局には、現在適用されている PHS システム保護規定の順守のため高性能かつ高価な基地局フィルタを設置することが必須となっております。 全国への 5G 基盤の整備、地方へのエリアカバーの早期拡大、より密な基地局展開等を実現し、国民のニーズに応えるためにも、早期の PHS 保護規定の撤廃を要望いたします。 【楽天モバイル株式会社】	ル通信システム委員会技術検討作業班において検討が行われているものと承知しており、当該検討結果を踏まえつつ対応を検討してまいります。	
2.4GHz 超 2.7GHz 以下			
5	【該当箇所】 「2.6GHz 帯は 3GPP が策定する携帯電話用の国際標準バンドでもある。そのため、新たな携帯電話用周波数の確保に向けて、2.6GHz 帯衛星移動通信システムの利用形態を踏まえた平時と災害時のダイナミック周波数共用の適用を含め、移動通信システムの導入の可能性について検討することが適当である。(3-3-64)」 【意見】 2.6GHz 帯は、当社が運用する衛星移動通信システムと周波数が重複しており、当該システムは平時における利用はもとより、災害時において特に重要な通信インフラとして活用いただいております。本帯域を 5G に活用する際には、衛星移動通信システムへの干渉影響を慎重に精査し、当該システムの安定的な運用を担保した上で、5G としても最大限活用可能となるような各種方策の検討を行うことが必要であると考えております。 【株式会社 NTT ドコモ】	ご賛同の御意見として承ります。 また、御意見につきまして、電波の利用状況や今後の需要動向等を踏まえ、検討して参ります。	無
6	【該当箇所】 第 4 章 周波数区分ごとの評価結果 第 6 款 2.4GHz 超 2.7GHz 以下の周波数の利用状況の概況	御意見につきまして、電波の利用状況や今後の需要動向等を踏まえ、検討して参ります。	無

	【意見】 ＜地域広帯域移動無線アクセスシステム（地域 BWA）について＞ 「デジタル時代の電波政策懇談会 報告書」（令和 3 年 8 月 31 日公表）において、地域 BWA の音声利用が認められる方向性が示されており、今後「主としてデータ伝送のシステム」という定義とは異なる利用形態が発生することが想定されます。 今後、音声利用が実現された場合は、現状の調査項目に加え、音声利用の有無についても確認が必要と考えます。 なお、当該帯域の利用が長期にわたり促進されない場合は、将来的に BWA 制度のあり方についても検討の余地があると考えます。 【ソフトバンク株式会社】		
4. 4GHz 超 5. 85GHz 以下			
7	【該当箇所】 5GHz 帯無線アクセスシステム(免許局)は、今後三年間で全ての無線局が廃止予定とされており、移行・代替先システムについて検討中となっている。このシステムが利用している 4. 9GHz 帯については、新たな 5G 候補周波数となっていることから、携帯無線通信のさらなる周波数確保に向けて、既存無線システムとの共用検討や電波の利用状況調査の結果等を踏まえ、既存無線システムの移行や再編を含め、移動通信システムの導入の可能性について検討することが適当である。(3-3-88) 【意見】 4. 9GHz 帯については、既存無線システムとの共用検討や既存無線システムの移行や再編を含め、移動通信システムの導入の可能性について検討することが適当である、とする評価結果に賛同いたします。 【株式会社 NTT ドコモ】	ご賛同の御意見として承ります。	無
8	【該当箇所】 第 4 章 周波数区分ごとの評価結果 第 9 款 4. 4GHz 超 5. 85GHz 以下の周波数の利用状況の概況 【意見】 ＜4. 9-5. 0GHz について＞ 4. 9-5. 0GHz については、携帯電話事業者向け 5G 候補周波数として非常に価値のある帯域であることから、「移動通信システムの導入の可能性について検討することが適当である」との方向性に賛同します。 2025 年度末までに全国 5G 人口カバー率 97%等を目標としている「デジタル田園都市国家インフラ整備計	ご賛同の御意見として承ります。 また、ご要望につきまして、電波の利用状況や今後の需要動向等を踏まえ、また、検討にあたっては、免許人への過度な負担とならないよう、十分に配慮しながら進めて参り	無

	画」(令和 4 年 3 月 29 日公表)が示されているところですが、当該帯域は、伝搬特性に優れた Sub6 帯域であり、かつ最大 100MHz 幅と広帯域を確保可能であることから、高速大容量の 5G サービスを面展開するうえで極めて有用な帯域です。 また、5G サービス等のデジタル技術の利活用を通じて地方部から経済を活性化することを掲げた「デジタル田園都市国家構想」の推進にも貢献度が高いと考えられることから、遅くとも令和 4 年度内に割当てを実施すべきと考えます。 当該帯域については、当初の令和 3 年度中※1 の割当て目標とされていたことに加えて、本評価結果(案)において、「公共業務用の 5 GHz 帯無線アクセスシステム(免許局)は、今後 3 年間で全ての無線局が廃止予定」と回答されていること、また「5 GHz 帯無線アクセスシステムの周波数移行に向けた事前調査」※2 においては、既存免許人の約 9 割が別システム(有線含む)へ移行可能と回答しています。 これらの回答結果等を踏まえれば、既存免許人の移行方法や移行費用について、新旧双方の免許人の予見性を高めるためにも速やかに結論を出し、早期に利用可能となるよう迅速に対応いただくことを要望します。 ※1 総務省 「周波数再編アクションプラン(令和 2 年度第 2 次改定版)」(“5G の追加周波数割当てに関しては、4.9GHz 帯、26GHz 帯及び 40GHz 帯を候補とし、令和 3 年度中の割当てに向けて、情報通信審議会において既存無線システムとの共用条件を含め、技術的検討を進める。”との記載) ※2 情報通信審議会 情報通信技術分科会 新世代モバイル通信システム委員会 技術検討作業班(第 25 回)配布資料 【ソフトバンク株式会社】	ます。	
9	【該当箇所】 ・第 4 章 周波数区分ごとの評価結果 ・第 9 款 4.4GHz 超 5.85GHz 以下の周波数の利用状況の概況 ・第 15 款 23.6GHz 超 36GHz 以下の周波数の利用状況の概況 【意見】 ＜ローカル 5G について＞ ローカル 5G は、地域のニーズや多様な産業分野の個別ニーズに応じて柔軟に設備を構築することで、地方の活性化や国内産業の活性化に重要な役割を果たしていくことが想定されていることから、ローカル 5G の利活用を促進し、地域の新たな産業基盤の一つとなるよう推進していくことは効果的なアプローチであると認識しています。 しかしながら、ローカル 5G で利用される帯域は、全国 5G 事業者からも強い要望があった帯域も含まれる	御意見につきまして、今後の電波の利用状況調査の参考とさせていただきます。	無

	ため、ローカル 5G として電波の有効利用が適切に図られているかについて継続的に検証を行うことが必要と考えます。 また、令和元年 12 月の制度整備以降、本調査時点において累計約 130 局（基地局移動局合算）が導入されているところ、仮に今後一定期間後においても全国的な普及が見られず、有効利用がなされていないと判断される場合は、電波有効利用の観点から、将来的に特に帯域を必要とする 5G・Beyond5G 等の携帯電話システム等※への活用を検討することも一案と考えます。 ※デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和 3 年 8 月 31 日公表）2025 年度末、2030 年代における帯域確保の目標設定の対象システム 【ソフトバンク株式会社】		
5. 85GHz 超 8. 5GHz 以下			
10	【該当箇所】 音声 STL/TTL/TSL(M、N バンド)及び監視・制御回線については、第 4 世代移動通信システム(4G)の導入に伴う 3. 4GHz 帯放送事業用無線局の移行先周波数となっており、無線局数は増加傾向にある 6. 5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)システムのうち、公共業務用をみると高度化技術導入予定がない免許人が 7 割超を占めており、無線 LAN との共用検討も踏まえつつ、引き続き高度化を促していく必要がある。 5. 9GHz 帯については、国際的に自動運転システムの導入について検討が進められているため、同周波数帯の既存無線システムに配慮しながら V2X 用通信の導入について検討を進めることが適当である。 6GHz 帯(5, 925-7, 125MHz)については、IEEE や諸外国における検討状況等を踏まえ、無線 LAN の周波数帯域の拡張について検討が進められているため、同周波数帯の既存無線システムに配慮しながら検討を進めることが適当であるが、検討に当たっては、5. 9GHz 帯の V2X 用通信の検討状況及び WRC-23 における 7, 025-7, 125MHz 帯の IMT 特定に係る検討状況を考慮する必要がある。(3-3-104) 【意見】 無線 LAN の 6GHz 帯への周波数帯域拡張に向けた検討に際しては、情報通信審議会等でも電気通信業務用や衛星業務用の既存システムに対する十分な共用検討が進められた結果として、5, 925-6, 425MHz の制度整備が進められているものと認識しております。本検討結果に応じた適切な省令や告示等が定められ、無線 LAN 及び既存業務の双方にとって有益な周波数利用が実現されることを希望いたします。 6 GHz 帯(5, 925-7, 125MHz)に係る検討に際して、5. 9GHz 帯の V2X 用通信の検討状況及び WRC-23 における 7, 025-7, 125MHz 帯の IMT 特定に係る検討状況を考慮する必要があるとする評価結果に賛同します。	ご賛同の御意見として承ります。 また、御意見につきまして、電波の利用状況や今後の需要動向等を踏まえ、検討して参ります。	無

	V2X の利用周波数については、グローバルハーモナイズに向けた世界の動向と国内における他帯域を含めた周波数有効利用の観点から、総合的な検討が進められることを希望します。 7, 025-7, 125MHz 帯については、WRC-23 に向けた IMT 特定に係る検討の状況を見据えながら、国内においても将来の携帯電話利用の可能性を念頭に置いた検討が進められることを希望します。 【株式会社 NTT ドコモ】		
11	【該当箇所】 第 4 章 周波数区分ごとの評価結果 第 10 款 5. 85GHz z 超 8. 5GHz 以下の周波数の利用状況の概況 【意見】 < 6 GHz 帯 (5, 925-7, 125MHz) について > 「WRC-23 における 7, 025-7, 125MHz 帯の IMT 特定に係る検討状況を考慮する必要がある。」との方向性に賛同します。 併せて、本 WRC-23 議題は第一地域向けに 6, 425-7, 025MHz 帯の IMT 特定に係る検討が進められています。国際的周波数調和の観点から本帯域の検討状況も考慮し、6 GHz 帯全体の検討を進めることが望ましいと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	ご賛同の御意見として承ります。 また、御意見につきまして、今後の電波の利用状況調査の参考とさせていただきます。	無
10. 25GHz z 超 13. 25GHz 以下			
12	私はこの 714MHz 超の周波数帯の評価結果は概ね良かったと思うし、利用システムの現状確認と今後の利活用を考えるために有意義だったと思う。 しかし BS/CS 放送の現時点での問題点についてまったく触れられてないのは不公平であり、違和感がある。衛星放送の未来像に関するワーキンググループの報告書などで詳しくは確認できるが、周波数帯域活用の現状を総括として、こちらに転載して他周波数同様公平に触れることが出来たと思う。 個人的には BS/CS 放送空き帯域への地上キー局移転による全国放送局化、衛星受信設備のさらなる普及推進のほうで、ケーブル/光での悪天候時における付加価値も出て、ローバンドでの第 5 世代移動通信システム用帯域の追加確保だって地上放送の 4K8K 研究開発によるリパッキングを待たずに早く見えるかもしれない。現方針に固執せず、周波数有効利用のための一意見として受け止めてもらいたい。 【個人】	ご賛同の御意見として承ります。 また、御意見につきまして、今後の電波の利用状況調査の参考とさせていただきます。	無
13. 25GHz 超 21. 2GHz 以下			

13	【該当箇所】 第 4 章 周波数区分ごとの評価結果 第 13 款 13. 25GHz z 超 21. 2GHz 以下の周波数の利用状況の概況 【意見】 ＜15GHz 帯電気通信業務(固定・移動)について＞ 15GHz 帯電気通信業務と衛星アップリンク(Ku バンド)は 14. 4-14. 5GHz 帯が重複しており、周波数共用を図りながら運用されています。ただし、実際には多くの地球局は 14. 4-14. 5GHz 帯を利用しないことで周波数共用を実現しているという状況と理解しております。 15GHz 帯電気通信業務の無線局は減少傾向であり、一方で衛星アップリンク・移動衛星サービスアップリンクは増加傾向であること、また衛星コンステレーションシステムの導入により更なる利用増の想定を考慮すると、引き続き 14. 4-14. 5GHz 帯を共用周波数として維持するかについて見直しが必要であると考えます。本検討促進のため、15GHz 帯電気通信業務(固定・移動)の周波数全体の利用動向のみでなく、14. 4-14. 5GHz 帯に対する重点調査の実施を要望します。 【ソフトバンク株式会社】	ご要望につきまして、電波の利用状況や今後の需要動向等を踏まえ、検討して参ります。	無
21. 2GHz 超 23. 6GHz 以下			
14	【該当箇所】 全体として無線局数は減少傾向であり、使用されている無線局数も他の周波数帯に比べて極めて少ない。加えて今後も無線局数が増加する見込みがないことから、将来、他の IMT 候補周波数帯における周波数再編の際の移行先周波数帯(受け皿)としての可能性について、検討していく必要がある。(3-3-152) 【意見】 「将来、他の IMT 候補周波数帯における周波数再編の際の移行先周波数帯(受け皿)としての可能性について、検討していく必要がある。」について、技術検討の実施に賛同いたします。一方で、22GHz 帯ではエントランス回線(固定)等の既存業務が現在も運用を行っていることから、それらに対する影響について十分な配慮が行われつつ検討が進められることを希望いたします。 【株式会社 NTT ドコモ】	ご賛同の御意見として承ります。また、御意見につきまして、電波の利用状況や今後の需要動向等を踏まえ、検討して参ります。	無
23. 6GHz 超 36GHz 以下			
15	【該当箇所】 WRC-19 において IMT 特定された周波数については、国際的に調和のとれた周波数の確保の観点から、ITU、	ご賛同の御意見として承ります。	無

	3GPP 等における検討状況や諸外国の動向等を踏まえつつ、5G への割当て可能性について検討することが望ましい。また、このうち、25.25-27GHz 帯は、3GPP が策定する携帯電話用の国際標準バンドであり、新たな 5G 用候補周波数となっているが、現在、26GHz 帯 FWA が使用している。そのため、26GHz 帯 FWA の周波数の利用状況や運用形態を踏まえ、25.25-26.6GHz 帯については、ダイナミックな周波数共用の適用を含めた移動通信システムの導入の可能性について、26.6-27GHz 帯については、共用検討を推進するほか、終了促進措置の活用も含めた周波数再編について、新たな携帯電話用周波数の確保に向けて検討を行うことが適当である。(3-3-163) 【意見】 26GHz 帯について、ダイナミック周波数共用の適用、終了促進措置の活用も含めた周波数再編について、新たな携帯電話用周波数の確保に向けて検討を行うことが適当である、とする評価結果に賛同いたします。 26GHz 帯については、情報通信審議会における共用検討の結果として、既存の 26GHz 帯無線アクセスシステムと 5G は同一周波数での共用が困難との結果が示されていますが、26.6-27GHz は、25.25～26.6GHz と比べて既存システムの無線局数が少ない状況であることなどから、26GHz 帯全体（25.25-27GHz の 1.75GHz 幅）のうち、周波数ブロックによっては活用の際に条件が大きく異なってくる可能性があることを認識しております。これらの帯域のうち、一部周波数ブロックの先行的な活用を進める際には、活用を希望する者の予見性を確保する観点から、残る周波数ブロックに関する扱いを含め、1.75GHz 幅全体の活用プランを定めた上で、活用が進められることを希望いたします。 【株式会社 NTT ドコモ】	また、御意見につきまして、電波の利用状況や今後の需要動向等を踏まえ、検討して参ります。	
36GHz 超			
16	【該当箇所】 40GHz 帯は、1.7GHz 帯/1.8GHz 帯携帯電話向け非静止衛星通信システムのフィーダリンクや新たな 5G 候補周波数として需要があることから、公共業務用周波数の有効利用の促進の観点から、40GHz 帯画像伝送(携帯 TV 用)は廃止又は他の無線システムへの移行、40GHz 帯固定マイクロは他の無線システムへの移行、38GHz 帯無線アクセスシステムについては周波数共用の検討を進めることが望ましい。(3-3-177) 【意見】 40GHz 帯は、新たな 5G 候補周波数等として需要があることから、既存システムは廃止、他の無線システムへの移行、又は周波数共用の検討を進めることが望ましい、とする、とする評価結果に賛同いたします。 【株式会社 NTT ドコモ】	ご賛同の御意見として承ります。	無

公共業務用無線局の現状			
17	【該当箇所】 第4章 周波数区分ごとの評価結果 第4節 公共業務用無線局の現状 【意見】 アナログシステムのデジタル化は、周波数有効利用の観点から非常に重要な取り組みであり、「デジタル変革時代の電波政策懇談会 公共用周波数等ワーキンググループ（WG）」において具体的な方向性が示されたことは非常に有意義であると考えます。加えて、同WGのフォローアップ会合（令和4年4月22日開催）において、その後の取り組み状況についても報告が実施されており、更なるデジタル化を推進する観点から継続的なフォローアップが期待されるところです。 これらのデジタル化の取り組みを着実に遂行するためには、同懇談会の報告書並びに本調査結果（案）にも示されているとおり、フォローアップ会合等を通じて進捗状況等を毎年確認し、その結果を広く公表していくことが重要と考えます。 なお、デジタル化の取り組みにより捻出された周波数帯のうち、特に sub6 帯域については、面的なエリア整備に適した伝搬特性を有した帯域でもあることから、当該帯域の需要が顕在化している携帯電話システム等への割当てを検討することも効果的なアプローチであると考えます。 【ソフトバンク株式会社】	ご賛同の御意見として承ります。 また、御意見につきまして、今後の電波の利用状況調査の参考とさせていただきます。	無
18	【該当箇所】 P4-4-1 第4章周波数区分ごとの評価結果 第4節 公共業務用無線局の現状 【意見】 公共業務用無線局の利用状況の「見える化」の取り組みとして、令和元年（2019年）に「公共用無線局に係る臨時の利用状況調査」が行われたところですが、一部の公共業務用無線局については、その利用目的等から調査結果及び評価結果が不公表とされています。 また、デジタル変革時代の電波政策懇談会の公共周波数数等ワーキンググループにおいて、周波数が有効利用されていない等の公共業務用無線局への対応に関する検討が行われ、廃止・周波数移行・周波数共用・デジタル化等の取組が必要とされています。 このような、公共業務用無線局の利用状況の「見える化」や周波数の有効利用に向けた取組が行われてい	利用状況調査及び評価の結果の概要の公表に当たっては、電波の利用状況の調査等に関する省令において行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に規定する不開示情報に配慮することとされており、一部の無線局については、設置局数等を公表することで規模が推測される懸念や活動に支障をきたす懸念があることから、不公表とし	無

	る中にあって、今回の電波の利用状況調査においても引き続き調査結果が不公表とされている無線局については、周波数が有効利用されているのか明らかではありません。 更なる周波数の有効利用に向けた取組を進める上で、これら不公表とされている公共業務用無線局についても、設置局数等の情報を可能な範囲で公表していただくことが適当であると考えます。 【楽天モバイル株式会社】	ているものです。 御意見につきまして、今後の電波の利用状況調査の参考とさせていただきます。	
全体			
19	【該当箇所】 第2章 令和3年度電波の利用状況調査の概要 第1節 調査概要 第2節 評価方法 【意見】 ＜第1節 調査概要について＞ 令和2年の電波の利用状況調査より、携帯電話・全国BWA以外の無線システムについては、2区分に分けて2年に一度の調査頻度に変更されたことに加えて、周波数再編アクションプラン等の周波数政策や周波数に関する国際的な動向を踏まえ、集中的かつ効率的に調査が可能となる「重点調査」が創設されたことにより、周波数の利用実態を迅速かつ詳細に調査することが可能となっています。このような取り組みは、周波数の利用実態を正確に把握する「周波数利用状況の見える化」を促進し、電波有効利用のさらなる推進につながることから有意義と考えます。 ＜第2節 評価方法について＞ 「デジタル時代の電波政策懇談会 報告書」（令和3年8月31日公表）において示されているとおり、2035年度末までの帯域確保の目標達成に向けては、「民間用途及び公共用途の（中略）周波数を対象として積極的に周波数再編・共用を行うことにより、次世代電波システムに必要な帯域を確保していくことが期待」されており、その一環として公共用無線システムのデジタル化等の取り組みが推進されているところです。 上記を踏まえ、電波の利用状況調査においては、それらの取り組み状況を把握し有効利用を後押しするため、システム毎の調査・評価を実施する現行方式に加え、例えば、無線システム毎の利用用途、無線局の総量、利用程度（時間）やトラヒック量等の項目について、他の無線システムと横断的に比較する等、電波全体で最適利用がなされているかについても検証を行うことがより有意義であると考えます。 その上で、当該無線システムの利用用途を踏まえつつ、他システムとの周波数の共用利用や、結果として	ご賛同の御意見として承ります。 また、御意見につきまして、今後の電波の利用状況調査の参考とさせていただきます。	無

	他の無線システムと比較し、著しく有効利用が図られていないと評価された帯域については、電波の有効利用の観点より、需要が顕在化している他システムへの利活用を検討することも一案と考えます。 なお、この検討においては、後述する重点調査を活用・充実化することが有効と考えます。 ＜重点調査について＞ 前述のとおり、重点調査を活用し周波数の共用利用の可能性や他システムでの利活用を検討するうえでは、重点調査の対象とする周波数帯や無線システムの選定が最も重要です。その選定方法は、重点調査告示※に示された条件も踏まえ選定がなされていると理解していますが、重点調査を充実させる観点からは、パブリックコメント等を通じて、国際的な動向や国内需要等の意見を幅広く反映できる仕組みとすることが必要と考えます。 ※次の1～4のいずれかの電波利用システムが使用する周波数帯であって、過去の調査・評価結果等を考慮し、特に必要と認められるもの 1. 周波数割当計画において使用期限等の条件が定められている電波利用システム 2. 周波数再編アクションプランにおいて対応が求められている電波利用システム 3. 新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用する電波利用システム 4. 周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を考慮し周波数の再編に関する検討が必要な電波利用システム 【ソフトバンク株式会社】		
20	2465 ページもある書類を1つのPDFのみで公開するのは止めてほしいです。 読み込みに時間が掛かりすぎるので提出を諦めましたというパブリックコメントとしての意見です。 【個人】 こんな莫大な量の資料について、30日間で読み込んで意見など出せるわけがない。国民を馬鹿にしすぎです。国民に読んでもらう気が少しでもあるなら、簡潔に、せいぜい十ページ程度に纏めたものも添付すべきです。 【個人】	御意見について、今後の参考とさせていただきます。 なお、全体の概要版については以下のページで公表しております。 https://www.soumu.go.jp/main_news/s-news/01kiban09_02000436.html	無
21	楽天モバイルがプラチナバンドを懇願していて、なおかつ移行にかかる費用を出すと主張しているにもかかわらず、楽天モバイルにプラチナバンドを使用させない行為は独占禁止法に抵触するのではないのでしょうか？	頂いた御意見は、本パブリックコメントの対象外ですが、御意見については今後の参考	無

【個人】 楽天モバイルがいわゆるプラチナバンドの割り当てを懇願していて、なおかつその移行の費用を出すと主張している現状で、プラチナバンドを割り当てしないのは独占禁止法に抵触するのではないのでしょうか？ 現在、プラチナバンドを大手 3 社が使用していますが、実質、私物化させてしまってますよね 【個人】 楽天モバイルにプラチナバンドを割り当てしないことは、モバイル市場における公正な競争を阻害しているとおもいます。 許可制にしているのであれば何もしないのではなく、再分配を行うべきだとおもいます。 【個人】 本来、携帯市場のプラチナバンドの割り当てについてだが、本来、平等に割り当てられるはずの電波(プラチナバンド)が新規参入企業に割り当てられないのはおかしい。 割り当てを行うのは総務省だったはず。行政が新規参入や公正な競争を阻んではいけない。むしろ積極的に進めていくべきではないか。 そもそも元国営企業のドコモがプラチナバンドの割り当てに反対して、新規参入を拒んでいることがおかしいし、そうそうところも指導していくべきではないか 今の総務省の放置するという判断は独占禁止法にも触れると思います。 【個人】 楽天モバイルにプラチナバンドを割り当てない理由を楽天モバイルのユーザーに示すべきです。 電波は国民の財産のはずです。楽天モバイルのユーザーだけプラチナバンドの恩恵を受けられないのは問題だと思います。また、携帯電話は災害などでも必須のものなので、楽天モバイルのユーザーだけが過度な危険に晒されることになります。災害対策の観点も重視すべきです。 【個人】 総務省は楽天モバイルにプラチナバンドを割り当てていないですが、現在の割り当てていない状況に問題意識はありますか？ 総務省が一度割り当てた電波を再配分しないという方針をとるなら、それは電波の所有者である国民を馬鹿にしているとしか言いようがないと思います。本来なら積極的に電波の再配分を行い、自由で公正な競争を促すべきです。	とさせていただきます。	
--	--------------------	--

	【個人】 楽天モバイルが希望しているにも関わらず、プラチナバンドを一切利用できない状況がおかしい。総務省が電波の割り当てを怠っているせいで、モバイル市場は寡占化しています。電波を固定化することで既存の携帯会社を優遇し、新規参入企業を冷遇する行為は行政機関としていかなものかと思います。 【個人】 プラチナバンドを新規参入企業が要求しているにもかかわらず、既存 3 社で独占させている状況、原因、改善策を明記すべき 【個人】		
--	--	--	--

注：その他、案と無関係と判断されるものが 1 件ありました。